



定額減税について②



近年の物価上昇の影響により実質賃金が追いつかず、家計負担の軽減を図ることを目的として R6 年度税制改正大綱にて 1 人当たり最大 4 万円の減税を行う定額減税を実施することが決定しました。

定額減税とは

令和 6 年分所得税・個人住民税から定額の特別控除が実施。(居住者で合計所得金額 1,805 万円以下に限る)

【定額減税額】所得税：本人 3 万円＋同一生計配偶者・扶養親族 3 万円×人数

住民税：本人 1 万円＋同一生計配偶者・扶養親族 1 万円×人数



給与所得者以外の定額減税について

【厚生労働大臣から支払いを受ける公的年金等に係るもの】

R6.6/1 以後最初に支払う公的年金等について支払者のもとで源泉徴収すべき税額から控除され、控除しきれない部分の金額は以後支払う公的年金等に係る控除前税額から順次控除されます。

給与等と重複して控除されている場合は確定申告で最終的な清算が必要となります。

【事業所得や不動産所得などに係るもの】

①R6 年分の予定納税額からの控除

R6 年分の所得税に係る第 1 期分予定納税額(7 月)から本人分に係る定額減税額に相当する金額が控除されます。第 1 期分予定納税額から控除しきれない部分がある場合は第 2 期分予定納税額から控除されます。予定納税額の減額申請の手続により同一生計配偶者等に係る定額減税額に相当する金額の控除も適用出来ます。

②確定申告における年税額からの控除

事業所得者等で確定申告を行う人については R6 年分の確定申告の際に定額減税を適用しないで算出した所得税額から控除されることとなります。

※普通徴収や年金天引きの住民税は第 1 期分から順次控除されます。

調整給付について

定額減税で引ききれない金額があると見込まれる場合は、個人住民税が課税される市区町村において給付額を算定の上以下のように給付される予定です。

【当初給付】

R6 年夏以降、個人住民税が課税される市区町村において R5 年の課税状況に基づき定額減税で引ききれないと見込まれる概算の額が支給されます。

【不足額給付】

個人住民税が課される市区町村において R6 年分の所得税と定額減税の実績の額が確定した後、上記の当初給付では不足する金額があった場合に追加で給付されます。その場合は R6 年分の所得税と定額減税の実績の額が確定する必要がありますので、R7 年以降に個人住民税が課税される市区町村から支給されます。

R6.6 月より開始する定額減税についてご紹介させて頂きました。今回ご案内させて頂いた内容につきましては、現在公表されているものに限りです。定額減税は現状 R6 年の 1 回のみですが、税制改正大綱には「今後、賃金、物価等の状況を勘案し、必要があると認めるときは、所要の家計支援の措置を検討する」とも記載されています。今後の動向によっては、さらなる減税もあるかもしれません。

※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当：岸田)